

地域コミュニティ再生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

地域コミュニティ再生支援事業補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前（旧）				改正後（新）			
地域コミュニティ再生支援事業補助金交付要綱				地域コミュニティ再生支援事業補助金交付要綱			
第1から第14まで（略） 別表第1（第3関係）				第1から第14まで（略） 別表第1（第3関係）			
事業内容	補助期間	補助率	補助限度額	事業内容	補助期間	補助率	補助限度額
1 コミュニティ再生事業 災害公営住宅等における人間関係づくり、コミュニティ形成のプランづくりや実践活動 （自主的な勉強会、ふれあい喫茶、食事会、手芸・料理・囲碁・将棋教室などの交流事業、他地区との体験交流、高齢者の生きがいがづくり等）	単年度当りの申請は 1地区1回 （複数事業、複数イベント等年間を通した事業の申請を可とする。）	対象経費の10分の10以内	○世帯数 100世帯未満 1,000千円 補助下限額 <u>300千円</u>  ○世帯数 100～200世帯 1,500千円 補助下限額 <u>500千円</u>  ○世帯数 201世帯以上 2,000千円 補助下限額 <u>600千円</u>	1 コミュニティ再生事業 災害公営住宅等における人間関係づくり、コミュニティ形成のプランづくりや実践活動 （自主的な勉強会、ふれあい喫茶、食事会、手芸・料理・囲碁・将棋教室などの交流事業、他地区との体験交流、高齢者の生きがいがづくり等）	単年度当りの申請は 1地区1回 （複数事業、複数イベント等年間を通した事業の申請を可とする。）	対象経費の10分の10以内	○世帯数 100世帯未満 1,000千円  ○世帯数 100～200世帯 1,500千円  ○世帯数 201世帯以上 2,000千円  <u>補助下限額</u> <u>100千円</u>
2 コミュニティ元気づくり事業 （1）地域資源、景観の再生活動や活性化イベントの開催に要する経費 （2）生活安全の確保（防犯パトロール、避難場所標識の設置等）、集落行事の再生（太鼓等）、生活環境の維持（コミュニティ掲示板等）に必要な設備の修繕・再整備等	最長3年間			2 コミュニティ元気づくり事業 （1）地域資源、景観の再生活動や活性化イベントの開催に要する経費 （2）生活安全の確保（防犯パトロール、避難場所標識の設置等）、集落行事の再生（太鼓等）、生活環境の維持（コミュニティ掲示板等）に必要な設備の修繕・再整備等	最長3年間		
3 震災経験伝承事業 地域が行う震災経験を伝承する取組（防災訓練（炊き出し訓練を含む）、子供たちへの震災時の講話、防災教育活動等） ただし、備品購入費は、初回申請時に限る。				3 震災経験伝承事業 地域が行う震災経験を伝承する取組（防災訓練（炊き出し訓練を含む）、子供たちへの震災時の講話、防災教育活動等） ただし、備品購入費は、初回申請時に限る。			

|

|